2020年5月29日
株式会社エポック社

中国商標権侵害訴訟「水霧魔珠」

第一審勝訴に関する状況のお知らせ

原告株式会社エポック社（住所地：日本東京都台東区駒形2丁目2番2号、以下「当社」）が第一被告鄭明全（住所地：中華人民共和国浙江省浙江省金华市金东区傅村镇三村登月巷6号）、及び第二被告に対して提訴しておりました商標権侵害紛争事件【裁判所番号：（2018）滬0115民初89511号】につき、2020年4月2日、当社は中華人民共和国上海市浦東新区人民法院が下した第一審の勝訴判決を受領いたしました。

判決の骨子は以下の通りです。

1. 第一被告は、「新民晚报」にて声明文を掲載し、影響を除去すること。
2. 第一被告は、経済的損失及び侵害行為差止のために支出した合理的な費用として、計32万人民元を原告エポック社に対して賠償すること。

当社は、水でくっつけられる不思議なビーズ玩具を2004年に世界で初めて販売しました。現在、当社は世界各国で「Aquabeads」商標を使用して当該ビーズ玩具を販売しており、中国においては「Aquabeads」及び「水霧魔珠」商標を使用して当該ビーズ玩具を販売しております。

第一被告が個人経営していた金华市金东区明创工艺品厂（以下「明创厂」）は、自社が製造、販売していたビーズ玩具において、前記登録商標に類似する「水霧魔豆」、「水霧魔粒珠」等の標識を使用していたため、2018年11月、当社は上海市浦東新区人民法院に訴訟を提起しました。審理の結果、裁判所は第一審の判決において、当社が訴訟において請求した被告による影響の除去、経済的損失に対する賠償を支持しました。

なお、明创厂は、訴訟提起前に登記抹消されており、明创厂による侵害はすでに停止されております。

当社といたしましては、今後も引き続き当社の有する商標権及び関連する知的財産権の合法的な権利を積極的に保護してまいります。

以　上